

◎新潟県告示第861号

政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表方法について（平成11年6月新潟県告示第1223号）の一部を次のように改正する。

平成26年5月20日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には当該移動号を削る。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。）を加える。

改 正 後	改 正 前
1 公表方法 <u>(1) 県報</u> <u>(2) 県のホームページ</u>	1 公表方法 <u>(1) 新潟県庁構内公示板への掲示</u> <u>(2) 県報</u> <u>(3) 県のホームページ</u>
2 (略)	2 (略)
3 公表事項 (1) <u>新潟県政府調達苦情検討委員会</u> への申立てが行われた苦情は、本決定に従い公表する。 (2) (略)	3 公表事項 (1) 委員会への申立てが行われた苦情は、本決定に従い公表する。 (2) (略)